平成30年度運動部活動改革プラン　委託要項

平成３０年５月２８日
スポーツ庁次長決定

１.趣旨

運動部活動については、顧問に競技経験等がないことから、生徒が望む専門的指導が行われない、あるいは、教師の長時間労働につながっている等の課題があり、今後さらに少子化が進む中、生徒がスポーツに親しめる基盤として運動部活動を持続可能とするためには、抜本的な改革に取り組む必要が生じていることから、平成２９年度に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定した。

ガイドラインを踏まえて、生徒のスポーツ活動の基盤となる運動部活動が地域・学校等に応じ、多様な形で最適に実施されるよう実践研究を行う。

２.委託事業の内容

Ⅰ．ニーズの多様化に関する調査・実践研究
Ⅱ．地域との協働・融合に関する調査・実践研究
Ⅲ．学校医、産婦人科医等との連携に関する調査・実践研究
Ⅳ．競技大会への参加・運営の在り方に関する調査・実践研究
Ⅴ．企業等との連携に関する調査・実践研究

３.事業の委託先

地方公共団体（都道府県、市区町村、都道府県教育委員会、市区町村教育委員会）、法人格を有する団体

※学校設置者においては、ガイドラインを遵守していることを前提とする。

４　委託期間

委託を受けた日から当該年度の３月１０日までの間とする。

５　委託手続

（１）契約予定者が事業の委託を受けようとするときは、別に定める事業計画書に必要書類を添付し、スポーツ庁に提出すること。

（２）契約金額については、事業計画書の内容等を勘案して決定するものであり、契約予定者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わないことがある。

６　再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。なお、再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託等）することはできない。

７　委託経費

（１）スポーツ庁は、事業の規模・内容等を勘案し、予算の範囲内で事業に要する経費（諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、借料及び損料、保険料、消耗品費、雑役務費、賃金、消費税相当額、一般管理費※（１０％を上限とする。）、再委託費を委託費として支出する。なお、支出できる経費は、契約期間内に使用した対象経費に限る。

※地方公共団体は計上できない。

（２）スポーツ庁は、委託先が委託要項又は委託契約書に違反したとき、または委託事業の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

８　事業完了（廃止等）の報告

委託先は、事業が完了したとき（廃止・中止の承認を受けたときを含む）は、委託事業完了（廃止・中止）報告書及び委託経費決算書を作成し、終了した日から１０日を経過した日または当該年度の３月１０日のいずれか早い日までに、支出を証する書類の写し等とともにスポーツ庁に提出しなければならない。また、別に定めるところにより、事業途中で報告書を提出しなければならない。

９　委託費の額の確定

（１）スポーツ庁は、上記８により提出された事業完了報告書及び委託経費決算書等について、検査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先に対して通知するものとする。

（２）上記（１）の確定額は、事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

１０　その他

（１）事業の実施に際し、学習段階や個人差を踏まえ、段階的な指導を行うなど児童生徒の安全の確保に十分留意すること。

（２）事業の実施に当たっては、重複した業務の一本化など効率的な実施に努めること。

（３）スポーツ庁は、委託先が実施する事業の内容が本委託事業の趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。

（４）スポーツ庁は、本委託事業の実施に当たり、委託先の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。

（５）スポーツ庁は、必要に応じ、本委託事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。

（６）団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。

（７）この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。

委　託　契　約　書

支出負担行為担当官スポーツ庁次長　今里　譲（以下「甲」という。）と（委託団体を記入）（代表者名を記入）（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託事業名等）

第１条　甲は、乙に対し、次の委託事業の実施を委託するものとする。

（１）委託事業名
運動部活動改革プラン（メニュー名を記載）

（２）委託事業の内容及び経費
（別添）事業計画書のとおり。ただし、甲が第９条による変更事業計画書を承認したときは、当該変更事業計画書のとおり。

（３）委託契約期間
契約締結日から平成３１年３月１０日

（委託事業の実施）

第２条　乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、委託要項等及び事業計画書に基づき、委託事業を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（委託費の額）

第３条　甲は、委託事業に要する費用（以下「委託費」という。）として、○，○○○，○○○円（うち消費税額及び地方消費税額○○○，○○○円）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

２　乙は、委託費を別添の事業計画書に記載された経費区分に従って使用しなければならない。また、当該計画が変更されたときも同様とする。

（契約保証金）

第４条　会計法（昭和２２年法律第３５号）第２９条の９第１項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第１００条の３第３号の規定により免除する。

（危険負担）

第５条　委託事業の実施に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

（第三者損害補償）

第６条　乙は、委託事業の実施に当たり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（再委託）

第７条　乙は、この委託事業の全部を第三者に委託してはならない。

２　乙は、この委託事業の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合は、再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う事業の範囲、再委託の必要性及び金額（以下「再委託に関する事項」という。）が記載された

書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。
3　前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された事業計画書等に、再委託に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲の承認があったものとする。
4　乙は、再委託の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて第２項の規定により再委託に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、再委託に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。
5　乙は、再委託した事業に伴う再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
6　乙は、甲が契約の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

（再々委託の履行体制の把握）
第８条　乙は、前条の承認を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託（ 以下「再々委託」という。） が行われるときは、あらかじめ再々委託先の住所、氏名、再々委託を行う業務の範囲（ 以下「履行体制に関する事項」という。） が記載された書面を甲に提出しなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、乙からあらかじめ提出された業務計画書等に、履行体制に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲への提出があったものとする。
3 乙は、提出した履行体制に関する事項の内容に変更が生じた場合は、甲に対し遅延なく変更の届出を行わなければならない。

（計画の変更）
第９条　乙は、別添の事業計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、経費の内訳の変更による費目間での経費の流用で、その流用額が委託費の総額の２０％を超えない場合はこの限りでない。
2　甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

（事業の廃止等）
第１０条　乙は、委託事業を廃止又は中止（以下「廃止等」という。）しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにして甲に申請し、その承認を受けるものとする。
2　甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

（委託事業完了（廃止）報告）
第１１条　乙は、委託事業が完了又は前条第１項の規定に基づき委託事業の廃止の承認を受けたときは、委託事業完了（廃止）報告書を作成し、完了又は廃止の承認の日から１０日以内又は当該年度の３月１０日のいずれか早い日までに、甲に提出しなければならない。

（調査）
第１２条　甲は、前条の規定に基づく報告書の提出を受けたときは、委託業務が

契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかについて調査するものとする。

（額の確定）

第１３条　甲は、前条の調査をした結果、報告書の内容が適正であると認めるときは委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

２　前項の確定額は、委託業務に要した決算額に充当した委託費の額と第３条第１項に規定する委託費の額のいずれか低い額とする。

（実地調査）

第１４条　第１２条の調査の実施に当たっては、必要に応じ職員を派遣するものとする。

（委託費の支払）

第１５条　甲は、第１３条第１項の規定による額の確定後、乙に委託費を支払うものとする。

２　委託費の支払いは、乙の請求に基づき行うものとし、このため乙は請求書を甲に提出するものとする。

３　甲は、前項の適法な請求書を受理した日から３０日以内にその支払を行うものとし、同期間内に支払いを完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和２４年大蔵省告示第９９１号）に基づいて算定した金額を利息として支払うものとする。

４　甲は、乙からの要求により、必要があると認めるときは、会計法第２２条及び予算決算及び会計令第５８条第３号に基づく協議を行い、調った場合に限り、第１項の規定にかかわらず、委託費の全部又は一部を概算払することができる。

（過払金の返還）

第１６条　乙は、前条第４項によって既に支払を受けた委託費が、第１３条第１項により確定した額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

２　乙は、前項の返還に際し、甲が定めた期限内に返還をしなかったときは、期限の翌日から返還をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第１１条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて算定した金額を利息として支払わなければならない。

（成果報告）

第１７条 乙は、第１３条第１項の通知を受けたときは、その日から起算して１０日以内に又は委託業務の完了した日から１０日以内のいずれか早い日までに、委託業務成果報告書５部を甲に提出するものとする。

（著作権等の取扱い）

第１８条 この業務で得られた成果物の著作権等、一切の権利は甲に帰属する。

（著作者人格権）

第１９条 前項の規定により、著作権を乙から甲に譲渡する場合において、当該

著作物を乙が自ら創作したときは、乙は著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作した時は、乙は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を取るものとする。

（個人情報の取扱い）

第２０条　乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

２　乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない

（１）甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者（再委託する場合における再委託事業者を含む。）に提供し、又はその内容を知らせること。

（２）甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、本契約の委託目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

３　乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

４　甲は、必要があると認めるときは、甲所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査させ、乙に対して必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。

５　乙は、甲から預託された個人情報を、委託業務完了後、廃止後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

６　乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

７　第１項及び第２項の規定については、委託業務を完了し、廃止し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

８　乙は、自ら又は全再委託の相手方に対し、本条に規定する措置及び義務を遵守させるため、必要な措置をとらなければならない。

（成果の利用等）

第２１条　乙は、委託事業によって得た研究上の成果（第１８条第１項に基づき、乙に帰属する知的所有権を除く。）を利用しようとするときは、成果利用承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、甲が特に認めたものについては、この限りでない。

（不正行為等に対する措置）

第２２条　甲は、乙が、次の各号の一に該当すると思われる場合は、乙に対して

調査を求め、その結果を報告させることができる。また、甲が必要があると認めるときは、乙に対して実地調査を行うものとする。
（１）　乙が、この契約書に記載された条件又は委託要項に違反したとき
（２）　乙が、この契約の締結に当たり不正な申立をしたとき
（３）　乙が、委託事業の実施に当たり不正又は不当な行為をしたとき
（４）　乙が、委託事業を遂行することが困難であると甲が認めたとき
２　甲は、前項の結果、この契約に関する不正等が明らかになったときは、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

（違約金）
第２３条　甲は、前条の規定により契約を解除するときは、乙に対し、違約金として契約金額の１０分の１に相当する額を請求することができる。

（利息）
第２４条　甲は、不正等に伴う返還金に利息を付すことができるものとする。利息については、返還金に係る委託費を乙が受領した日（第１５条第４項により委託費を概算払した場合は、乙が委託事業完了（廃止等）報告書を提出した日）の翌日から起算し、返還金を納付した日までの日数に応じ、年利５％の割合により計算した額とする。

（談合等の不正行為に係る違約金等）
第２５条　乙は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
（１）　乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第１９条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第４９条に規定する排除措置命令又は同法第６２条第１項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第１９条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。
（２）　公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
（３）　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。
２　乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の１０分の１に相当する額のほか、契約金額の１００分の５に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
（１）　前項第１号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第７条の２第８項又は第９項の規定の適用があるとき。
（２）　前項第１号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第３号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であるこ

とが明らかになったとき。
（３） 前項第２号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
３ 乙は、契約の履行を理由として第１項及び第２項の違約金を免れることができない。
４ 第１項及び第２項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
５ 乙はこの契約に関して、第１項又は第２項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）
第２６条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
（１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
（２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
（３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
（４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
（５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）
第２７条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
（１） 暴力的な要求行為
（２） 法的な責任を超えた不当な要求行為
（３） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
（４） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
（５） その他前各号に準ずる行為

（表明確約）
第２８条 乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
２ 乙は、前２条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、

受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（下請負契約等に関する契約解除）

第２９条　乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第３０条　甲は、第３４条、第３５条及び前条２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第３４条、第３５条及び前条２項の規定により本契約を解除した場合においては、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。

３　前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

（不当介入に関する通報・報告）

第３１条　乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（相手方に対する通知発効の時期）

第３２条　文書による通知は、甲から乙に対するものにあっては発信の日から、乙から甲に対するものにあっては、受信の日からそれぞれの効力を生ずる。

（代表者変更等の届出）

第３３条　乙は、その代表者氏名又は住所を変更したときは、その旨を文書により甲に遅滞なく通知するものとする。

（委託事業の調査）

第３４条　甲は、必要があると認めたときは、委託事業の実施状況、委託費の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

（書類の保管等）

第３５条　乙は、委託事業の経費に関する出納を明らかにする帳簿を備え、支出額を費目ごとに区分して記載するとともに、甲の請求があったときは、いつでも提出できるよう、その支出を証する書類を整理し、委託事業を実施した翌年度から５年間保管しておくものとする。

（秘密の保持等）
第３６条　乙は、この委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。
２　乙は、この委託事業に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

（疑義の解決）
第３７条　前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書２通を作成し、双方記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

（甲）東京都千代田区霞が関三丁目２番２号
支出負担行為担当官
スポーツ庁次長
今　里　　譲　　印

（乙）（受託団体住所を記入）
（受託団体を記入）
（受託代表者を記入）　　印